

★最大24万円！！新婚夫婦を応援します★

平成29年度 津幡町結婚新生活支援事業補助金 のご案内

津幡町では、新婚夫婦の新生活を経済的に支援するため、
住居費用や引越費用を補助します。



★対象夫婦

所得合計が340万円未満で、いずれかが40歳以下の新婚夫婦
(平成29年4月1日～平成30年3月31日の間に婚姻届を提出・受理)

☞所得とは？

・給与収入の方

前年1年間の給料の額面総額(収入)から給与所得控除を差し引いたもの。※手取り額ではありませんので、ご注意ください。

・自営業の方

前年1年間の収入から必要経費を差し引いたもの。

※所得金額は、所得証明書の「総所得金額等」欄に記載の額で判断します。

★対象費用

婚姻に伴う新たな住居の取得・賃借費用、引越費用

(平成29年4月1日～平成30年3月31日の間に支払われた費用)



★補助額

住居の取得・賃借費用、引越費用の合計金額(上限24万円)

詳細な要件・手続き方法等は裏面でご確認ください

👉 まずは、要件をチェック

申請前に、下記のすべての要件を満たしていることを確認してください。

◆対象世帯の要件

<input type="checkbox"/>	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。
<input type="checkbox"/>	平成28年分の夫婦の所得を合算した金額が340万円未満であること。 ※ただし、次の（ア）、（イ）の場合は、それぞれに記載する計算方法により算出した金額が340万円未満であること。 （ア）婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合 離職した方の所得を0として算出した金額 （イ）貸与型奨学金の返済を行っている場合 夫婦の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額
<input type="checkbox"/>	婚姻の届出日において、夫婦のいずれかが40歳以下であること。
<input type="checkbox"/>	夫婦が生活を開始する住居が津幡町内にあること。
<input type="checkbox"/>	夫婦が生活を開始する住居に夫婦の住民票があること。
<input type="checkbox"/>	「津幡町空き家バンク利用奨励金」以外の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	過去に本制度に基づく補助を受けたことがないこと。
<input type="checkbox"/>	町税等の滞納がないこと。

◆対象費用の要件

《住居費用の補助を申請する場合》

<input type="checkbox"/>	婚姻を機に新たに住居を取得、賃借をする際に要した費用で、購入費、建築費、家賃（共益費を含む。賃借を開始した最初の1か月分）、敷金、礼金（補償金等これに類する費用を含む）、仲介手数料であること。 ※家賃については、勤務する事業所から住居手当が支給されている場合は、当該手当分を控除した費用
<input type="checkbox"/>	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に支払われた住居費用であること。

《引越費用の補助を申請する場合》

<input type="checkbox"/>	対象住居への引越に際し、引越業者又は運送業者へ支払った費用であること。 ※クリーニング代、不用品処分費等は対象外
<input type="checkbox"/>	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に支払われた引越費用であること。

👉 次に、手続きの方法をチェック

要件を満たしていることが確認できたら、以下の方法で申請してください。

◆手続き

結婚新生活開始日（婚姻届受理日と新居への住民票異動日のいずれか遅い方の日）から2か月以内、又は平成30年3月31日のいずれか早い日までに、申請書（様式第1号）に以下の書類を添えて提出してください。（結婚新生活開始日が平成29年4月1日から7月31日までの間にある場合は、9月30日までにご提出ください。）

【申請書添付書類】

- ・婚姻届受理証明書又は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- ・夫婦の住民票の写し（本籍・続柄省略のもの）
- ・平成29年度所得証明書
（「源泉徴収票」や「市町村民税・都道府県民税 特別徴収税額の決定通知書」は不可）
- ・（貸与型奨学金の返済を行っている場合）貸与型奨学金の返済額がわかる書類
- ・（結婚を機に離職した場合）離職票
- ・（住居を購入又は新築した場合）売買契約書又は請負契約書の写し
- ・（住居を賃借している場合）賃貸借契約書の写し
- ・（住居を賃借している場合で、住宅手当を受給している場合）住宅手当支給証明書（様式第2号）
- ・住居費用、引越費用の領収書の写し等

※様式は、下記の窓口で配布しています。また、町ホームページでダウンロードすることもできます。

（http://www.town.tsubata.ishikawa.jp/soshiki/kikakuzaisei/kekkon_shinseikatsu.html）

※予算の上限に達した場合は、申請受付を終了する場合があります。

◆申請・問合せ先

津幡町総務部企画財政課 ☎076-288-2158